

太陽光発電設備等導入補助事業及び高効率給湯器導入補助事業 窓口業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）実施要綱

1 目的

この実施要綱は、太陽光発電設備等導入補助事業及び高効率給湯器導入補助事業窓口業務委託（以下「業務委託」という。）に関する委託候補者を選定するにあたり、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 委託名 太陽光発電設備等導入補助事業及び高効率給湯器導入補助事業窓口業務委託
- (2) 履行場所 受託団体事務所等
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 15,303,186 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 業務の内容

別添「太陽光発電設備等導入補助事業及び高効率給湯器導入補助事業窓口業務委託仕様書」のとおり。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本事業の業務に供する事務所を大分県内に有し、補助金交付申請者の受付等を事務所で
行えること。
- (2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (3) 委託業務を遂行するにあたり十分な事務局体制が整え、太陽光発電設備等に関し十分な
知識を有する者を配置すること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っている
こと。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (5) 提案競技参加者及び参加者の関連会社等が、本事業の補助金申請代行業務を行う事業者
ではないこと。
- (6) 令和7年度の大分県入札参加資格を有すること。当該資格を保有しない場合は、法人の
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び納税証明書（都道府県税及び国税の納税証明書）を
提出すること。
- (7) 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させるこ
とが可能な者であること。

- (8) 地方自治法施行令（昭和 25 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画、又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (11) 大分県の指名停止を受けている期間でないこと。
- (12) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (13) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (14) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (15) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団又はと社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 スケジュール

提案競技（公募型プロポーザル方式）に係るスケジュールは以下のとおりとする。

	内容	期日等	提出方法等
1	公 募	令和8年3月24日(火)～4月7日(火)	ホームページ
2	質問書受付期限	令和8年4月3日(金)17:15 まで	電子メール
3	質問書回答期限	令和8年4月6日(月)	ホームページ
4	参加申込書提出期限	令和8年4月7日(火)17:15 まで	電子メール
5	提案書等提出期限	令和8年4月14日(火)17:15 まで	電子メール
6	審査期間	令和8年4月15日(水)～17日(金)	
7	審査結果通知	令和8年4月20日(月)	電子メール
8	契約締結	令和8年4月下旬予定	

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問票」(様式1)にて行うものとし、質問票は電子メールで提出すること。なお、必ず送信した旨を伝え、担当部署が受信したことを確認すること。

(2) 質問票の提出先及び提出期限

ア 提出期限 令和8年4月3日(金) 17時15分まで

イ 提出先 大分県生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

Email : a13090@pref.oita.lg.jp TEL : 097-506-3031

(3) 回答

質問に対する回答は、4月6日(月)までに大分県環境政策課ホームページに掲載する。

なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 参加申込書及び資格審査書類の提出

(1) 受付方法

参加申込の受付は、以下の書類についてPDF化して電子メールで提出すること。なお、必ず送信した旨を伝え、担当部署が受信したことを確認すること。

①企画提案競技参加申込書(様式2)

②参加資格確認申請書兼誓約書(様式3-1)

③大分県暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3-2)

④(大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しない場合)登記事項証明書、県税及び国税の滞納がないことを証する書類

(2) 参加申込書の提出先及び提出期限

ア 提出期限 令和8年4月7日(火) 17時15分まで

イ 提出先 上記6(2)と同じ

8 企画提案書の提出等

(1) 企画提案

企画提案に参加する者は、以下の書類を全てPDF化し提出すること。

(2) 提出書類

書類	内容
① 企画提案書(様式4)	
② 企画書(自由様式)	仕様書に沿って、補助事業の窓口業務等を円滑に運営することを目的とする本事業の趣旨を踏まえて、企画・提案すること。 A4サイズ8ページ以内とすること。

③ 提案者概要書(様式5)	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。
④ 業務工程表 (様式自由)	本業務に係るスケジュールを記載すること。 A4サイズ1ページとすること。
⑤ 業務実施体制表 (様式自由)	本業務に関わる者の所属、氏名等を一覧表にして添付し、県との打合せ等に出席する専任の担当者を明記すること。 業務従事者への研修方法を具体的に記載すること。 情報インシデント発生時の対応や体制を明記すること。 A4サイズ2ページ程度とすること。
⑥ 見積書(様式6)	業務の内容(項目)ごとにその単価、金額を記載すること

(3) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年4月14日(火) 17時15分まで

イ 提出先 上記6(2)と同じ

※必ず送信した旨を伝え、担当部署が受信したことを確認すること。

(4) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差替えや追加提出は受け付けない。

9 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

(2) 審査委員会は、上記8の提出書類に基づき書類審査を行う。

(3) 審査結果は、令和8年4月20日(月)を目処に参加申し込みのあった者全ての企画提案者に対して電子メールにより通知する。なお、審査の内容は公表しない。

(4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

審査基準

	評価項目	評価基準	配分
1	実施体制・業務遂行能力		80/100
	企画の趣旨	提案内容が業務の目的に沿ったものであり、現実的なものであるか	4 ×重み2
	受付等の業務	受付業務を円滑に実施するため、効率・効果的で早期の事業開始が可能な内容になっているか	4 ×重み5
	実施体制	業務を遂行するために必要な人員が確保され、適切な役割分担ができていないか	4 ×重み3

	窓口業務の 堅実性	本補助事業の要件等を十分に理解したうえで、 窓口業務を適正かつ堅実に運営できるか	4 ×重み3
	個人情報の保護	個人情報管理の為の体制やシステムを有してい るか	4 ×重み5
	過去の類似 業務実績	当該案件と類似の窓口業務実績を有しているか	4 ×重み2
2 経費			20 / 100
	経費の効率性	提案書に記載された事業費総額について算定式 (※1)により評価し、価格点として付与する。	20
合計			100 / 100

※1 価格点の算定式

$$\left[\frac{0.6 - \left\{ \frac{\text{①提案見積書に記載された金額} - \text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者) の平均}}{\text{②提案見積書に記載された金額 (全申請者) の平均}} \right\}}{1} \right] \times \text{配点 } 20$$

(下線部の値が、負の値になるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする)

10 留意事項

(1) 事業の執行

本事業に係る予算が令和8年第1回大分県議会において成立しない場合は、事業執行を中止または延期することがある。

(2) 参加申込み後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式7)」を提出すること。

(3) 提案の失格・無効

虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(4) その他

ア 企画書等の作成等に要する経費は提案競技参加者負担とし、提出書類等は返却しない。

イ 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

ウ 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

エ 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

11 本事業に関する問い合わせ先

大分県生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-3031 FAX：097-506-1749 Email：a13090@pref.oita.lg.jp